（一）～（三）［略］			
（四）　太陽電池設備　太陽電池	種類、出力、開放電圧、短絡電流及びモジュールの個数	発電方式に関する説明書　支持物の構造図及び強度計算書（別表第六第二項に掲げる電気工作物の設置及び別表第七第三項に掲げる電気工作物の変更をしようとする場合は、砂防法（明治三十年法律第二十九号）第二条の規定により指定された砂防指定地、地すべり等防止法（昭和三十三年法律第三十号）第三条第一項の規定により指定された地すべり防止区域、急傾斜地崩壊危険区域又は土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第七条第一項の規定により指定された土砂災害警戒区域に設置する場合に限る。）	［略］
（五）～（七）［略］	［略］	［略］	［略］

別表第四（第六十五条関係）

工事の種類	事前届出を要するもの
一　ばい煙発生施設に該当する電気工作物に係る工事	1～7　［略］
二　大気汚染防止法第二条第三項に規定するばい煙処理施設（以下「ばい煙処理施設」という。）に該当する電気工作物に係る工事	1・2　［略］

（一）～（三）［略］			
（四）　［同上］	［同上］	［略］	［略］
（五）～（七）［略］	［略］	［略］	［略］

別表第四（第六十五条関係）

［同上］	［同上］	一　大気汚染防止法第二条第二項に規定するばい煙発生施設に該当する電気工作物に係る工事	1～7　［略］
		二　大気汚染防止法第二条第三項に規定するばい煙処理施設に該当する電気工作物に係る工事	1・2　［略］